

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成28年
(2016年) 7月15日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

第1981・2号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

基地協が第85回理事会を開催

全国市議会議長会基地協会（会長 市岡博道・佐世保市議会議長）は7月5日、全国都市会館で正副会長・監事・相談役会の後、第85回理事



挨拶する市岡会長

会を開催した。

理事会では、市岡会長から「予算を取り巻く情勢が非常に厳しい中、最重要望の基地交付金・調整交付金と基地



監査結果を報告する柄目監事

に厳しい中、最重要望の基地交付金・調整交付金と基地

周辺対策経費の所要額確保のため、一致団結し、力強い要望活動を展開することが重要」など挨拶。総務省、防衛省の講師説明の後、事務報告を了承し、協議に入った。

協議では、27年度決算について、柄目孝治・監事（角田市議会議長）から監査結果の報告があった。29年2月1日開催の第80回総会に決算を提出するとした。

要望案については、基地対策関係施策の充実強化に関する要望（案）を原案の通り決定。要望案では、①基地交付金・調整交付金（総務省所管）



会議の様相

の所要額確保等②基地周辺対策経費（防衛省所管）の所要額確保等を重点要望に掲げている（左掲）。特に②では、再編特措法（駐留軍等の再編

の円滑な実施に関する特別措置法）が29年3月31日で失効されることを踏まえ、▽失効時期の延長▽再編交付金の引き続きの交付—を要望している。

また、今後の会議・要望活動日程について、了承した。

【2面へ続く】

基地対策関係施策に関する重点要望

1 基地交付金・調整交付金（総務省所管）の所要額確保等

基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要に鑑み、「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費（防衛省所管）の所要額確保等

(1) 基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後さらに緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

(2) 在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村に対しては、十分な支援措置を講じるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

特に、平成29年3月31日をもって失効するとされている再編特措法については、その失効時期を延長し、在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村に対する再編交付金を引き続き交付すること。その際、関係市町村の要望を踏まえ所要額を確保するとともに、その交付期間を延長すること。

(3) MV-22オスプレイについては、安全性に対する国民の不安が完全に払拭されたとは言い難い状況にあることから、日米合同委員会で合意されたオスプレイ運用の安全確保策を遵守するとともに、配備・飛行訓練等について、関係市町村に対し十分な説明及び情報提供を行うこと。

(4) 中期防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用等の変更を検討する場合には、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

7月15日現在の都市数 813団体

うち	
指定都市	20市
中核市	47市
施行時特例市	37市
一般市	686市
特別区	23区

議会人事

- ▽議長
- ▽上田 土屋陽一(4・25)
- ▽伊那 黒河内浩(5・9)
- ▽津島 加藤則之(5・12)
- ▽羽島 山田紘治(5・13)
- ▽三木 初田 稔(5・13)
- ▽高崎 後閑太一(5・16)
- ▽魚津 関口雅治(5・17)
- ▽藤井寺 清久 功(5・18)

- ▽大崎 門間 忠(5・19)
- ▽瀬戸 戸田由久(5・19)
- ▽守口 澤井良一(5・19)
- ▽京丹後 松本経一(5・19)
- ▽伊勢崎 矢島征司(5・20)
- ▽貝塚 中山敏数(5・20)
- ▽伊予 武智 実(5・20)
- ▽大田(東京)
- ▽大森昭彦(5・23)
- ▽諫山 直(5・23)
- ▽北川悟司(5・24)

- ▽泉佐野 野口新一(5・24)
- ▽墨田 坂下 修(5・25)
- ▽江東 堀川幸志(5・25)
- ▽豊島 竹下ひろみ(5・25)
- ▽日高 大澤博行(5・25)
- ▽船橋 神田廣栄(5・25)
- ▽堺 吉川 守(5・25)
- ▽春日部 会田幸一(5・26)
- ▽浜松 花井和夫(5・27)
- ▽大阪 木下 誠(5・27)
- ▽栗東 寺田範雄(5・27)

- ▽西予 兵頭 学(5・27)
- ▽荒川 並木 一元(5・30)
- ▽越谷 松島孝夫(6・1)
- ▽島田 曾根嘉明(6・1)
- ▽吹田 小北一美(6・2)
- ▽姫路 細野開廣(6・2)
- ▽熊谷 松本貢市郎(6・3)
- ▽深谷 馬場 茂(6・3)
- ▽蓮田 山口京子(6・3)
- ▽備前 鷗川晃匠(6・3)
- ▽うきは 櫛川正男(6・3)
- ▽南魚沼 黒滝松男(6・6)
- ▽鴻巣 中野 昭(6・6)
- ▽久喜 柿沼繁男(6・6)
- ▽天草 脇島義純(6・6)
- ▽能代 武田正廣(6・7)
- ▽江津 田中直文(6・13)
- ▽副議長
- ▽野々市 中村義彦(3・23)
- ▽上田 小林隆利(4・25)
- ▽始良 田口幸一(5・2)
- ▽伊那 平岩國幸(5・9)
- ▽宮崎 鍋倉利幸(5・9)
- ▽津島 伊藤恵子(5・12)
- ▽羽島 近藤伸二(5・13)
- ▽三木 泉 雄太(5・13)
- ▽高崎 渡邊幹治(5・16)
- ▽みよし 藤川仁司(5・16)
- ▽魚津 浜田泰友(5・17)
- ▽大崎 小沢和悦(5・19)
- ▽瀬戸 長江秀幸(5・19)
- ▽守口 井上照代(5・19)
- ▽京丹後 吉岡豊和(5・19)

- ▽伊勢崎 阿久津尚子(5・20)
- ▽貝塚 真利 一朗(5・20)
- ▽伊予 日野猛仁(5・20)
- ▽目黒 山宮きよたか(5・23)
- ▽大田(東京)
- ▽勝亦 聡(5・23)
- ▽北 近藤光則(5・23)
- ▽行橋 井上倫太郎(5・23)
- ▽小田原 奥山孝二郎(5・24)
- ▽泉佐野 土原こずえ(5・24)
- ▽京都 曾我 修(5・24)
- ▽墨田 じんの博義(5・25)
- ▽江東 高村直樹(5・25)
- ▽豊島 西山陽介(5・25)
- ▽日高 森崎成喜(5・25)
- ▽堺 裏山正利(5・25)
- ▽さいたま 宮沢則之(5・26)
- ▽春日部 栗原信司(5・26)
- ▽豊中 弘瀬源悟(5・26)
- ▽浜松 飯田末夫(5・27)
- ▽大阪 加藤仁子(5・27)
- ▽栗東 田村隆光(5・27)
- ▽西予 菊池純一(5・27)
- ▽荒川 中村尚郎(5・30)
- ▽足立 たがた直昭(5・30)
- ▽越谷 服部正一(6・1)
- ▽ふじみ野 山田敏夫(6・1)

- ▽島田 仲田裕子(6・1)
- ▽吹田 塩見みゆき(6・2)
- ▽姫路 萩原唯典(6・2)
- ▽佐野 若田部治彦(6・3)
- ▽熊谷 野澤久夫(6・3)
- ▽深谷 富田 勝(6・3)
- ▽蓮田 木佐木照男(6・3)
- ▽備前 橋本逸夫(6・3)
- ▽うきは 藤田光彦(6・3)
- ▽南魚沼 佐藤 剛(6・6)
- ▽敦賀 和泉 明(6・6)
- ▽鴻巣 金子雄一(6・6)
- ▽久喜 春山千明(6・6)
- ▽沼津 渡部一二実(6・6)
- ▽吉野川 田村修司(6・6)
- ▽阿波 藤川豊治(6・6)
- ▽天草 鎗光秀孝(6・6)
- ▽能代 畠山一男(6・7)
- ▽銚子 地下誠幸(6・8)
- ▽高知 長尾和明(6・9)
- ▽江津 森脇悦朗(6・13)
- ▽尾道 山根信行(6・14)
- ▽事務局長
- ▽三条 堤 孝昭(4・1)
- ▽伊那 井上 学(4・1)
- ▽豊島 栗原 章(4・1)
- ▽龍ヶ崎 石引照朗(4・1)
- ▽菊川 五島将行(4・1)
- ▽みよし 久野秀夫(4・1)
- ▽城陽 萩原洋次(4・1)
- ▽神戸 山本剛司(4・1)
- ▽江田島 志茂典幸(4・1)
- ▽みやま 梅津俊朗(4・1)

【1面から続く】
 会議終了後、要望活動班(正副会長・相談役のうち、11市町(下掲)の議長で構成)は、5月19日正副会長・監事・相談役会で決定)は、佐藤文俊・総務事務次官、深山延暁・防衛省地方協力局長、谷井淳志・同局長らに面談し、要望書を手交の上、要望、意見交換を行った。他の加盟市町村議長らも、地元選出の国会議員、政党の都道府県連などに要望活動を行った。
 なお、講師説



佐藤総務事務次官



深山地方協力局長



谷井地方協力局長

明では、森幸則・総務省自治税務局固定資産税課長補佐、森田治男・防衛省地方協力局地方協力企画課長からそれぞれ、基地関係予算・周辺対策の現状と課題について説明があった。

※要望活動参加市町
 △会長 佐世保市
 △副会長 東松島市、木更津市、豊川市、和泉市、鹿屋市、新富町
 △相談役 千歳市、福生市、横須賀市、岩国市

全国市議会議長会 共同編集
全国町村議会議長会

全国市議会議長会・全国町村議会議長会の
共同編集により、全国の市町村議員向けの
情報を掲載した月刊誌です。

月刊 地方議会人

議会で役立つ議員研修誌



「わがまち自慢」

わがまち自慢

豊かな環境・支えあい、人を大切にする茨城県「みんなの夢を紡ぐ生活創造都市」

茨城県つくば市

つくば市は、豊かな自然環境と、高度な生活環境を誇る。また、市民が主体的にまちづくりに参加し、地域を活性化させている。つくば市のまちづくりは、市民の力で進められてきた。つくば市のまちづくりは、市民の力で進められてきた。つくば市のまちづくりは、市民の力で進められてきた。

A4版 68ページ 年間購読：9,024円（1部752円）

地方議会人では、あなたのまちの
情報・議会活動を無料で紹介します。
全国各地の市町村を応援します！

多彩な執筆陣による特集・事例

- 「地方版総合戦略と地方議会の責任」
青山彰久（読売新聞東京本社編集部企画委員）
- 「福祉政策と地方議会の役割」
大森彌（東京大学名誉教授）
- 「問われる議員報酬と定数について」
江藤俊昭（山梨学院大学法学部教授）
- 「農林水産分野におけるTPP国内対策」
渡邊毅（農林水産省大臣官房政策課長）

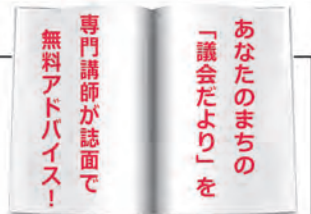
*上記執筆者の肩書きは執筆時のものです

議会の手引書となる様々な連載

- NEW!** 教養講座「質問力で高める議員力・議会力」 土山希美枝（龍谷大学政策学部教授）
一般質問を中心に、議会の政策資源の活用や議会運営にかかわる手法の改善を提案します。
- NEW!** 議会紹介Ver.4 田口一博（新潟県立大学准教授・明治大学兼任講師）
全国の市町村議会における「議会改革」等、その取り組み事例を具体的に解説・紹介します。
- NEW!** 議員研修講座「市町村議員のためのよくわかる地方交付税」
総務省自治財政局交付税課

わかりやすい議会広報の作り方を紹介

市町村議会広報クリニック 評者 芳野政明/吉村潔
各地の「議会だより」を専門講師が、「住民の視点をもち、議会の役割・機能がわかる内容か」「分かりやすく伝えているか」を中心に評価点や改善課題を見ていきます。



ご購入のお申込みは
株式会社中央文化社 まで
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3F
TEL03-3264-2520 FAX03-3264-2867

中央文化社 検索サイトで「中央文化社」とご入力下さい。弊社ホームページにて月刊地方議会人、チラシ裏面の書籍詳細を確認できます。

ご案内 全国市議会議員 団体補償制度

全国市議会議員互助会

全国市議会議員互助会は、全国の市議会議員の相互の交流親睦を深め、相互扶助を行うことを目的に、現在、任意加入の保険として、傷害総合保険の「全国市議会議員団体補償制度」と疾病やけがによる入院・手術を補償する「全国市議会議員医療保険制度」の事業を行っております。

今回は、来る平成28年8月1日から保険期間を更新する

「全国市議会議員団体補償制度」についてご案内いたします。

本制度は、日常生活におけるけがの補償と賠償の補償がセットになっております。けがの補償は、日本国内・海外問わず、通勤路上、公務中、家庭内、職場内、旅行中など、日常生活におけるあらゆるけがの補償をいたします。地震や津波などの天災事故も

補償しております。

賠償の補償は、本人だけでなく、配偶者や同居の親族などが日常生活において、他人をけがさせたり、他人の財物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任が発生した場合に、補償をいたします。

本制度は、議員の皆様が福利厚生制度であり、一般の保険に加入するよりも有利な保険料・補償範囲となっております。

市議会議員の皆様であれば、どなたでも加入できます。加入に際して、医師の審査は不要で、特段の申し出がない限り

り、翌年度以降も自動更新いたします。

保険期間は、毎年8月1日から1年間で、中途加入も随時受け付けております。28年8月1日から1年間の保険料は、年齢に関係なく本人型は月額3,500円、夫婦型は月額5,700円となっております。今年度は、割引率拡大により保険料を引き下げ、一部

夫婦型は、議員の方の加入とともに、配偶者も補償されます。本制度に継続して加入されている方は、8月1日補償開始時(契約更新時)のみ本人型から夫婦型に、または夫婦型から本人型に変更できます。

また、昨年に引き続き、議員を退職される方で、保険契約の継続を希望される場合は、引き続き加入することができます。

詳しくは、パンフレット(28年6月17日付けにて各市議会事務局に送付)をご覧ください。資料請求は無料ですので、全国市議会議員互助会・全国市議会議員互助会までお気軽にご連絡ください(☎03-3262-6215)。

今年度は割引率拡大により、保険料を下げ一部保険金額を拡大しております。

全国市議会議長会 全国市議会議員互助会(保険契約者)
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 電話 03-3262-5233

全国市議会議員団体補償制度の概要

補償の対象となる場合(例えば次の場合、補償の対象となります。)



制度の特長

- ポイント** 今年度割引率が40%^(※)になりましたので保険金額が一部拡大、保険料を下げさせていただきます!
- ポイント** 配偶者も保険の対象になる夫婦型もあります!
(※) 団体割引20%、過去の損害率による割引25%
- 特長1** 議員退職者の継続加入も可能!!
- 特長2** 公務中のケガだけでなく日常生活のケガまで、24時間安心補償!
- 特長3** 保険料3,500円/月で最大死亡・後遺障害保険金3,000万円の大きな補償!
- 特長4** ケガによる入院も15,000円/日の定額補償!
- 特長5** 個人賠償責任も1億円まで補償!(家族も対象)
- 特長6** 加入手続きが簡単!(医師の診査不要)
- 特長7** 中途加入も随時受付!